

産業経済など

農地の転用・売買・賃借 問合せ先／本庁 農業委員会 各支所 産業建設課

農地を転用（農地に住宅を建てたり、駐車場にするなど農地以外のものにする。農作業小屋を建てる場合もこれにあたります）、売買、賃借する場合には、農地法に基づく手続きが必要となります。

また、農地の形状を変える場合（地上げや畑地転換）も、手続きが必要となります。

農地を転用できない場合や、売買ができない場合がありますので、転用、売買、賃借される場合は、着手あるいは契約をされるまでに、必ず農業委員会にご相談ください。

また、農業委員会では、農業用機械に使用される軽油にかかる「軽油引取税」の減免のための証明や、農地を相続または贈与を受けた場合の相続税または贈与税の納税猶予にかかる証明も行っています。

林業支援策 問合せ先／本庁 農林整備課 各支所 産業建設課

■間伐対策・枝打ち・造林事業には、市独自の補助金制度があります。

■林道・作業道維持修繕には、森林保全を図るため、市独自の補助金制度があります。

■有害鳥獣防除施設設置事業（電気柵、格子金網フェンスなどの設置）については、府の事業を活用し、市費の上乗せをします。

このようなとき	内容	お問い合わせ
森林の伐採届	森林を伐採するときは届出が必要です。	農林整備課または各支所産業建設課
火入れなどには許可が必要です	森林での火入れやあぜ焼きなどを行う場合は許可が必要となります。	
鳥獣飼養許可	法令に定められた手続きによって捕獲した野生鳥獣を飼養する場合は、申請により許可証を発行します。1年以上継続して飼養する場合は、毎年更新が必要となります。その際、手数料として1件につき3,400円を徴収します。	

下水道への接続など 問合せ先／本庁 下水道課（八木支所内） 各支所 産業建設課

こんなとき	内容
下水道料金を支払うとき	<ul style="list-style-type: none"> 下水道料金は毎月お支払いいただきます。 お支払方法は口座振替をご利用いただくと便利です。
下水道に流してはいけないもの	<p>以下のようなものは、下水道に流さないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 台所のごみや油、紙おむつ、水に溶けない紙、生理用品、タバコ、ガム、土などは管のつまる原因となります。 薬品（消毒液など）、ペンキ類、石油類などは悪臭や爆発の原因となります。
使用者を変更したいとき	<ul style="list-style-type: none"> 使用者等変更届（名義変更）が必要です。印鑑（新使用者）を持参の上、届出をしてください。
合併浄化槽の清掃は年にどのくらい行えばよいのですか	<ul style="list-style-type: none"> 合併浄化槽の清掃は年に1回行わなければなりません。（浄化槽の処理方式、種類により取り扱いが異なります）

上水道関係 問合せ先／本庁 上水道課（八木支所内）、出納課 各支所 産業建設課

こんなとき	種類	届出期間	備考
水道の使用を始めるとき	開栓届	転入や転居で、使用を始める日までに	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、連絡先などをお尋ねします。 ・開栓手数料200円が必要です。 ・つぎの水道予納金が必要です。 園部地区 2,600円 八木地区 3,200円
水道の使用を中止するとき	閉栓届	転出や転居で、使用を中止する日までに	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、連絡先などをお尋ねします。 ・閉栓手数料200円が必要です。

※上記のほか、水道使用料の口座振替手続、水道使用料など、上水道に関する問い合わせは上水道課または各支所産業建設課までお願いします。

消費生活相談 問合せ先／本庁 商工観光課 各支所 産業建設課

商品の契約やクーリングオフ、悪質商法などの消費生活に関する相談

日時	場所	連絡先	相談方法／対応者
月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	京都府南丹広域振興局 商工労働観光室 (京都府亀岡総合庁舎内)	商工労働観光室 0771- 23-4438	電話または来所 / 消費生活相談員・府職員
月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 午前8時30分～正午 午後1時～5時	商工観光課 各支所産業建設課	●商工観光課 0771- 68-0050 ●八木支所 0771- 68-0024 ●日吉支所 0771- 68-0034 ●美山支所 0771- 68-0043	電話または来所 / 市職員
巡回相談 毎月第2、第4金曜日 午前11時～12時、 午後1時～3時	京都府園部総合庁舎 1階 (南丹市園部町小山東町)	問合せ・予約 亀岡庁舎 商工労働観光室 0771- 23-4438	面談 / 消費生活相談員

市営住宅 問合せ先／本庁 住宅課

市では、住宅に困っている方のために市営住宅を建設し、管理しています。市営住宅の入居者募集については、空家の入居として、空き家が生じた場合に募集をします。

入居申し込みなどについては、公営住宅法に定められた入居資格条件などがありますので、詳しくは住宅課にお問い合わせください。

南丹市では、一部の地域を除いてご自宅に地上波アンテナを設置しても地上波テレビを受信できませんので、地上波テレビを視聴するには南丹市ケーブルテレビにご加入いただく必要があります。

加入申し込みは市役所隣の国際交流会館内の南丹市情報センターまたは本庁情報推進課、各支所地域総務課にて受け付けております。

また、加入者の転出、転居や死亡時には解約・休止・名義変更などの手続きを必ず行ってください。
※手続きを行わないと利用料金が継続発生しますのでご注意ください。

●サービス概要 (詳細については、受付時にお問合せください。)

テレビ放送再送信サービス

2011年のアナログ放送廃止までは、アナログ・デジタル放送を鮮明な映像で見られます。また、FMラジオ放送も提供しています。

自主放送サービス

地域のニュースや運動会などのイベントをテレビで見ることができます。

インターネットサービス
(※付加サービスとなっておりますので、別途料金が必要です)

常時接続の高速インターネットサービスを定額料金で利用できます。
※IP電話サービスは行っておりませんのでご注意ください。

●料金形態 (一般住宅の場合)

■加入分担金

ケーブルテレビ 40,000円 / インターネット 5,000円

※インターネット(付加サービス)をご利用いただくためには、まずケーブルテレビにご加入いただく必要があります。

■引込工事費

ケーブルテレビは軒先まで、インターネットは宅内まで配線工事をします。現地確認後、見積りをしますが、立地条件などにより工事費は異なります。なお、工事費は加入者負担となります。

■宅内工事費 (ケーブルテレビのみ)

ケーブルテレビの引込工事は軒先までとなっておりますので、軒先から宅内の配線工事については市内電気店などに依頼してください。工事費は加入者負担となります。

■利用料金 (整備方式により料金が異なります。)

HFC方式 (園部地区のうち南丹市発足以前に整備した地域)	
ケーブルテレビ 月額1,000円	インターネット 月額2,500円
FTTH方式 (南丹市発足以降に整備した地域 八木地区・日吉地区・美山地区など)	
ケーブルテレビ 月額1,500円	インターネット 月額3,000円

※ケーブルテレビの利用料にNHKの受信料は含まれておりませんので、加入者の方が直接NHKにお支払いください。 NHK京都放送局 075-823-1521